

英米国際私法判決

シアラー対シアラー——離婚判決の承認

ハンソン対デンクラ——裁判管轄権の帰属

アメリカ銀行国民信託貯蓄協会対パーネル——連邦法と州法の適用関係

本浪章市
本澤巳代子

1. SHERREK v. SHERREK

合衆国連邦最高裁判所一九四八年六月七日判決

〔事実〕 上告人 Margaret E. Sherrek と被上告人 Edward C. Sherrek は、一九三〇年にニュージャージー州で婚姻し、一九三二年から一九四四年四月三日にかけて、マサチューセッツ州モンタリーで同棲していた。長年にわたる夫婦の不和の後に、上告人は、その婚姻から生まれた二人の子を連れて、表向きはフロリダ州で休暇を過すために、一九四四年四月三日にマサチューセッツ州を離れた。しかし、上告人はフロリダ州に着くと間もなく、帰宅の意思のないことを夫に通知した。上告人は、フロリダ州

で住居を取得し、上の子を学校に入れ、さらに自分のために仕事をみつけた。

一九四四年七月六日、離婚の訴状が、上告人の指示で、フロリダ州第六裁判巡回区の巡回裁判所に提出された。その訴状は、離婚原因として極度の虐待を主張し、さらに上告人が「フロリダ州の善意かつ適法な居住者」であると主張していた。被上告人夫は、離婚訴訟が係属した旨の郵便による送達を受け取ったので、フロリダ州の弁護士を雇ったが、その弁護士は通常出頭をなし、上告人の最初の訴状の申立を、上告人の住所に関するものをも含めて、否認する答弁書を提出した。

一九四四年十一月四日、離婚訴訟の審理が行われた。上告人は自ら出頭し、子供達の監護につき当事者間で締結された約定に關して証言した。全訴訟手続を通じて、終始、被上告人は弁護士によって代理された。上告人は、自己のフロリダ居住を確証するための証拠を提出し、訴状の申立について全般的に証言を行った。夫側弁護士は、反対尋問をせず、また反証を提出しなかった。

一九四四年十一月二十九日、フロリダ州裁判所は、上告人が「フロリダ州の善意の居住者であり、かつ当裁判所は当事者に対する対人管轄権、および当該事件の訴訟の目的物に対する対物管轄権を有する」と特に認定した後、離婚判決を付与した。被上告人は、フロリダ州最高裁判所に上訴することをしなかった。

一九四四年二月一日、上告人は、フロリダ州で、Henry A. Phelps なる男と婚姻した。この Phelps なる男は、マサチューセッツ州に居住している頃から上告人と昵懇の間柄であつて、上告人のフロリダ州到着後ほどなく同州にやってくる。Phelps と上告人はフロリダ州で同棲し、同州で共稼ぎ夫婦として暮らしていたが、一九四五年二月五日、一緒にマサチューセッツ州に戻つた。一九四五年六月、被上告人は、マサチューセッツ州バークシャー郡の検認裁判所に訴訟を提起した。そして、この訴訟が、本件の争点を惹起したのである。被上告人は、自分が上告人の法律上の夫であり、フロリダ離婚判決は無効であるから、上告人の後婚は無効であると主張した。被上告人は、自分が恰も独身者であるかのように自己の不動産の譲渡を許可されるであろうこと、および自分が正当な事由に基づいて妻と別居していることを、裁判所が宣言するよう申し立てた。上告人は、被上告人の申立に対して異議を唱えた。

その後の訴訟手続において、上告人は、フロリダ離婚判決は有効であると抗弁して、証拠を提出した。しかし、検認裁判所は、事実に関する争点につき上告人の主張とは反対の決定を下し、上告人がフロリダ住所を有していなかったと認定して、被上告人に對しその請求どおりの救済を与えた。マサチューセッツ州最高裁判所は、検認裁判所の判決が証拠によって支えられており、かつ十分な信頼と信用の要件は、マサチューセッツ州裁判所が、フロリダ州裁判所の住所認定を再調査することを妨げるものではないとの理由から、その判決を確認した。

これに對し、上告人は、マサチューセッツ州裁判所が、姉妹州の裁判所によって言い渡された離婚判決に、十分な信頼と信用を与えなかったと主張して、連邦最高裁判所に上告した。

〔判旨〕 連邦最高裁判所は、Vinson 首席裁判官外六人の裁判官の多数意見をもって次のように判決を下した。夫は出頭し、離婚訴訟に参加したにも拘らず、管轄権の問題を提起する機会を利用しなかったのであるから、離婚裁判所の管轄権に関する認定は既判事項となり、マサチューセッツ州において十分な信頼と信用を受けることができる。姉妹州裁判所の判決に十分な信頼と信用を付与することの望ましさは、マサチューセッツ州が自州の市民の婚姻関係を規律する利益よりも重要であり、既判事項の理論は、州裁判所で提起された十分な信頼と信用条項の適用に關係する事件において、管轄権の問題に適用されねばならない。ただし、原判決を言渡した州の法律の下で、こうした判決が二次的な攻撃を受けない場合に限られる。

〔判決の概要〕 まず最初に、離婚判決登録に先立つフロリダ州裁判所における訴訟手続は、適正手続の要件に完全に合致していたといわねばならない。当法廷は被上告人がこれに反論したとは理解しない。被上告人は、フロリダ訴訟手続に自ら出頭した。弁護人を通じ、上告人の訴状の主要な申立を否認する答弁書を提出した。被上告人の証拠を提出する権利、その他防禦を行う権利がいささかでも損われたという意見は提示されていない。さらに、被上告人がフロリダ州最高裁判所に上訴することによって、その離婚判決の再審を請求する権利を利用することを妨げられたという立証もなされていない。被上告人が、上告人の住所という管轄上の争点を含む当該訴訟に関する一切の争点について、法廷の一日を与えられたことは明白である。こうした諸事実のもとで、

管轄上の事実の存在を争う第二の機会を被告に与えるよう要求するものは、適正手続の概念中には何ら存在しない。Chicago L. Ins. Co. v. Cherry, 244 U.S. 25, 61 Led 966, 37 S Ct 492 (1917); Baldwin v. Iowa State Traveling Men's Assn., 332 U.S. 522, 75 Led 1244, 51 S Ct 517 (1931)。また、ぜひ言及しておかなければならないのは、フロリダ州の法律のもとでは、問題の離婚判決が何らかの点で無効であるとか、あるいはマサチューセッツ州裁判所の認める類型の攻撃に首尾よく服させることができる、と示唆している規定は何もないということである。黙示的に推定されるところによれば、本件は判決言渡州の有効かつ終局的な判決に関係しているというのが、被告おおよびマサチューセッツ州裁判所で採られた立場の根底となっている。当法廷も、そのように推定する。

有効な離婚判決を付与するためのフロリダ州裁判所の管轄権は、原告人のフロリダ住所に基づくということについて争いはない。この要件は、離婚判決を言い渡したフロリダ州裁判所によって認められており、その原則は、同州最高裁判所の諸判決においてしばしば適用されてきた。しかし、離婚認容当時、原告人がフロリダ住所を有していたか否かは、裁判上の決定によって解決されるべき事項であった。本件の場合、Williams v. North Carolina, 325 U.S. 226, 89 Led 1577, 65 S Ct 1092, 157 ALR 1366 (1945)で提起された状況とは異なり、必要な管轄権に関する事実の認定は、被告が出頭しかつ参加した訴訟においてなされたものである。したがって、当法廷が直面した問題は、本件の諸事実のもとでなされたそのような認定を、原審では被告であった者の提起する訴訟の形で、姉妹州裁判所において二次的攻撃に服せうとすることが、十分な信頼と信用の要件に合致するか否かということであった。

ある裁判所の判決が後に管轄上の事由で二次的攻撃を受けた場合に、その事件で裁判所は必要な管轄権を有していたというその裁判所自身の裁定に、どのような効果が与えられるべきかという問題は、長年にわたり、かつしばしば連邦最高裁判所によって考察されてきた。連邦裁判所で開始された事件に関する限り、既判事項の理論は、対人管轄権や対物管轄権の何れに関係する判決にも適用されるという規則が発展してきた。ただし、これらの管轄権の問題が争点とされ、さらに両当事者が争うべき十分な機会を

与えられた訴訟において、そのような裁定がなされた場合に限られる。この理論の根拠づけは、しばしば言及されてきた。Stoll v. Gottlieb, 305 U.S. 165, 172, 83 Led 104, 109, 59 S Ct 134, 38 Am Bankr NS 76 (1938) においては、次のように述べられている。「両当事者の権利を決定すべき裁判所は、わが国の統治制度の不可欠な部分である。訴訟を終結する場所がなくてはならないということは、訴訟を開始する場所がなくてはならないと同様に重要である。当事者が、自己の証拠および法律に対する自己の見解を提示する機会を伴う法廷の一日を与えられた後に、そこで言い渡された管轄権に関する判決に対して二次的攻撃をなすことは、既に決定された争点を単にむしかえすだけのことである。第二の判決が最初の判決よりも一層申し分のないものになると期待するのは、全く謂われのないことである。」

また、連邦最高裁判所は、十分な信頼と信用条項の適用に關し州裁判所に提起された事件において、既判事項の理論は、管轄権の問題に適用されなければならないとも判示してきた。ただし、原判決を言い渡した州の法律のもとで、そうした裁決が二次的攻撃を受けない場合であることを要する。

Davis v. Davis, 305 U.S. 32, 83 Led 26, 59 S Ct 3, 118 ALR 1518 (1938) において、コロンビア地区裁判所は、バージニア州で言い渡された確定離婚判決に効力を与えなかったが、それは、被告がバージニア訴訟に出頭し、かつ原告の住所に関する争点を十分に争ったという事実にも拘らず、バージニア州裁判所が管轄権を欠いているという理由に基づくものであった。連邦最高裁判所は、コロンビア地区裁判所が、バージニア判決に承認を与えなかったという点で、憲法の要求する十分な信頼と信用条項に従わなかったと判示した。判決文中、最高裁判所は次のように述べている。「離婚のための上告人の住所及びバージニア州裁判所の管轄権を求めるその地位に關して、上告人は必要な期間バージニア州の善意の居住者であったという同裁判所の認定は、コロンビア地区裁判所においても被告人を拘束する。被告人は、上告人がバージニア州裁判所で離婚訴訟をなす権利を有していないかと主張することはできない。けだし、上告人はバージニア州裁判所に出頭し、抗弁によって住所に関する上告人申立を争点とし、その上告人申立が虚偽であることを立証するための証拠を提出するとともに、地方行政官の報告書に異議を唱え、裁判所に対して、

それらの異議を認めかつ自己の抗弁を支持するよう求めたからである。この点に関するバージニア判決の判断は、本件訴訟における一切の目的上、効力を有することは明白である。」

我々は、Davis 事件および身分関係事件における連邦最高裁判所判決が、本件において到達されるべき結果を明らかに示しているものと確信する。「被上告人が、姉妹州裁判所において、管轄上の事由に基づき、離婚判決を二次的に攻撃することは、十分な信頼と信用の要件によって妨げられる。ただし、被上告人が離婚訴訟に参加し、管轄上の争点を争う十分な機会を与えられ、かつその離婚判決が、判決言渡州の裁判所において、そうした二次的な攻撃を受けない場合に限られる」という命題を、これらの諸判例は支持している。

これらの原則を本件に適用し、当法廷は、上告人が判決当時フロリダ住所を有しなかったという理由で、フロリダ離婚判決が攻撃を受けるのを認めた点において、マサチューセッツ州裁判所は誤りを犯したと判決する。被上告人は通常出頭をなし、その後マサチューセッツ州裁判所で二次的に争ったまさにその事実を争点とする答弁書を提出し、フロリダ州裁判所に自ら出頭してその事件の証言をなし、かつ全訴訟手続を通じて被上告人を代理する弁護士を雇うことによつて、フロリダ訴訟手続に参加した。被上告人が、上告人の住所という争点、またはその訴訟に関する他の争点を争う十分な機会を与えられなかったとの主張はなされていない。フロリダ州裁判所が、提出された総ての關係証拠を、公平かつ誠実に評価しようとしなかったことを示すものは何もない。フロリダ訴訟手続において提出された総ての關係証拠に基づいて、フロリダ州裁判所は上告人の住所という争点につき誤った結果に到達したとさえ、被上告人は主張していない。被上告人が与えられた機会を利用しなかったのであれば、その責は被上告人自身にある。我々は、こうした諸事実のもとでみられる被上告人の怠慢にも拘らず、判決言渡州において有効な判決を姉妹州裁判所で二次的に攻撃する根拠を、被上告人に認めてやらねばならないとは思わない。

しかし、Andrews v. Andrews, 188 U.S. 14, 47 Fed 366, 23 S Ct 237 (1903) は、我々の到達した結論に反対の作用をする」と指摘されている。その事件で、マサチューセッツ住所を有していた夫は、サウス・ダコタ州の居住要件を充足した後に、サウス

・ダコタ州裁判所で離婚訴訟を提起した。妻は弁護士によって出頭し、夫のサウス・ダコタ住所に異議を唱える答弁書を提出した。しかし、離婚判決の与えられる前に、当事者間の合意に従って、妻はその訴訟手続に出頭することをとりやめた。夫は離婚判決を得たのちに、マサチューセッツ州に帰り、その後再婚した。夫の死亡後、その遺産管理に関して、先妻と後妻との間に争いが生じた。マサチューセッツ州裁判所は、夫がサウス・ダコタに住所を有していなかったこと、さらに準拠されるマサチューセッツ制定法のもとでは、マサチューセッツ裁判所はそのような判決に承認を与えるよう要求されないとの理由で、サウス・ダコタ離婚判決は無効であるとの結論に達した。裁判官達の意見は分れたけれども、連邦最高裁判所は誤審令状を認容した。

事実関係よりして、Andrews 事件は、本件の情況とは相違する。しかし、当該事件の規則が本件で宣告された判旨と両立しないといわれる限りにおいて、その規則は、当連邦最高裁判所のその後の諸判決によって取って代わられたと見なされなければならぬ。Andrews 事件は、最終的な管轄権の認定に関する法律の重要な最近の発展に先立って判決されたものである。Andrews 事件において、連邦最高裁判所の多数意見が主として依拠した Wisconsin v. Pelican Ins. Co. 127 U.S. 265, 32 Led 239, 8 S Ct 1370 (1888) は、関係のある限度に於て Milwaukee County v. M. E. White Co. 296 U.S. 268, 80 Led 220, 56 S Ct 229 (1935) で破棄された。したがって、Andrews 事件は、本件の争点に関して決定的なものとはみなされえなう。

しかし、当法廷は婚姻関係の解消に関する訴訟を取り扱っているから、本件が別の形の訴訟に關係するものであったとすれば、当然に到達したと思われる結論とは違った結論が要求されると、さらに主張される。合衆国憲法のもとで、婚姻および家族関係の規律と統制は、州に留保されているとの指摘がある。婚姻關係に付帯する権利義務の規律は、極めて、重要な州権限の行使に係わると主張されているが、まさにそのとおりである。最後に、そのような権限が州にとって重要であると認められればこそ、十分な信頼と信用の要件は、本件の諸事実のもとで、姉妹州裁判所により付与された離婚判決に対する攻撃を、許容することも考慮に入れて判断される必要があり、原審では被告であった者が提起した訴訟において、その離婚判決に攻撃が行われた場合であっても、然りであると主張される。

しかし、自州の住民が結んだ基本的な社会関係に付帯する権利義務を決定する州権限の重要性を承認するとしても、本件の争点は解決されない。本件の情況は、単に、一州がその住民に対してこうした権限を行使しようとしたものではない。むしろ、本件は連邦の二つの州の裁判所による両立せぬ権限の主張に関する事件であり、それ故に重要なもので、地域的法目的の利益を超えた考慮を求めるものである。本件で提起された争点を解決するにあたって、離婚および関係事項に関し、フロリダ州とマサチューセツ州の法目的の是非を比較衡量することが、我々の任務の一端であるとは考えていない。また、合衆国憲法第四条一項およびそれに基づいて制定された連邦議会の法律によって課せられる義務は、姉妹州裁判所の付与した離婚判決に十分な信頼と信用を与える義務ほどには重要視するに値しないという命題を、連邦最高裁判所の諸判決が支持していると、我々は理解しない。十分な信頼と信用条項は、独立かつ主権を有する諸州の集合体を一国として形成するために、起草者によって、合衆国憲法に組み込まれた規定の一つである。その条項の適用にあたって、時には地域的法目的が譲歩するよう求められねばならないとしても、それは「わが国の連邦制度の代価の一部である」(Williams v. North Carolina, 317 U.S. 287, 302, 87 Led 279, 288, 63 Sct 207, 143 ALR 1273 (1942))。

利益の合理的な調整を適切になしうる範囲は、如何なる事件においても、これを認めることはできないといっているのではない。しかし、これまで当法廷が明らかにしてきたように、その範囲は限られたものである。上告人のフロリダ住所を再び争点とするフロリダ離婚判決に対する攻撃を許容し、かつフロリダ判決の有効性の承認を拒否するにあたって、マサチューセツ裁判所は、十分な信頼と信用の要件と両立することができない権限を行使したと考える。また、そのような権限が慎重かつ賢明に行使されるであらうという保証があっても、なおそうした権限は憲法上の命令にもとるものになると考える。

管轄上の事実認定が、一方的訴訟手続において、離婚判決を付与した姉妹州裁判所によってなされた場合に、そうした事実認定を裁判上再審することが許されると認めるのは、それはそれで意味がある。だが、適正手続という至上の要件に合致する方法で行われ、かつ被告が参加した訴訟手続において、権能ある裁判所がなした管轄上の事実認定を、姉妹州裁判所が調査している間は、

離婚訴訟に関する重要な権利および利益は未決定のままであると判決することは、全く別の問題である。本件の諸事実のもとで言い渡された判決は、判決言渡州外でその有効性を確定されまたは否認されるに先立ち、姉妹州裁判所におけるこうした二次的攻撃という手厳しい非難にさらされるよう要求されると判決することが、十分な信頼と信用の要件の目的に適うとは思わない。極めて重要な利益が離婚訴訟に関係していることから察知できるように、そうした訴訟に何処かで終止符を打つことは、おおいに重要な事柄であって、それをさほど重要でないというのは当を失するものである。そして、離婚判決が、本件の諸事実のもとで、権能ある裁判所によって言い渡されたときには、そうした訴訟が、判決言渡州の裁判所で終結すべきであるとするところこそ、十分な信頼と信用の義務の要求するところである。

〔反対意見〕 Murphy 裁判官の賛同を得た Frankfurter 裁判官の反対意見は、次の二つの理由に基づく。その一つは、別の形の訴訟では、訴訟に終止符を打つことが望ましいとする考慮が、当事者自身による訴訟の再開を妨げることがありうるとしても、自州の市民の婚姻上の身分を決定する憲法上の州権限は、他州における当事者間の訴訟手続によって排除されるとみなされてはならないというものであり、もう一つは、たとえ、管轄権に関していいかげんなあるいは偽りの論争を経たとしても、州は、住居を変更するためというよりも、むしろ配偶者を変更するために、その州を離れる永続的居住者によってなされた自州の法目的の回避を、無効にする権利を有するものである。

11' Hanson v. Denckla

合衆国連邦最高裁判所一九五八年六月二三日判決

〔事実〕 適正手続および十分な信頼と信用条項に関する本件は、デラウェア州裁判所で勝訴した生存者間指名権にもとづく被指名者と、フロリダ裁判所で有利な判決をうけた残余財産の受遺者達との争いである。

一九三五年、ペンシルバニア住所を有するドナー夫人は、あるデラウェア州信託会社を受託者として株式・社債等の有価証券類について信託証書を作成し、同社にそれらの有価証券類をひきわたした。彼女は、自らその収益についての生涯権、捺印証書また

は遺言による信託基金についての指名権、信託合意を全面的にまたは部分的に修正し若しくは取消す権限と受託者を変更する権限、および受託者による投資に対する間接的な監督権を留保した。

一九四四年に、信託設定者はフロリダ住所を有するに到り、一九五二年に死亡するまでそのまま同地にとどまった。一九四九年に彼女は一人だけを証人として指定証書を作成したが、そのもとで数人の個人たる受益者たちに少額の贈与をし、また、総計四〇万ドルを娘の一人が創設した二つの信託に指定したが、その信託は別のデラウェア信託会社を受託者とし、その娘の直系卑属を受益者とするものであった。同じ日に、彼女は遺言書を作成し、そのもとで残余財産を他の二人の娘たちのための信託に付して女遺言執行人に贈与した。遺言はフロリダで検認された。遺言の残余財産条項の下での受益者たる二人の娘たちは、どのような財産が同条項のもとで移転するかに関してフロリダ州パームビーチ郡巡回裁判所に宣言的判決を求める訴えを提起した。交付送達が女遺言執行人および一九四九年の指名の下での受益者の全員ではなく、その幾人かになされたが、一九三五年の捺印証書および一九四九年の指定証書中に指定されているデラウェアの信託会社の二社のいずれに対しても交付送達はなされなかった。

フロリダ裁判所が判決を言渡す前に、女遺言執行人は、何人がデラウェア州の信託財産を受取る権利があるかを決定する為、デラウェア州で宣言的判決を求める訴えを開始した。遺言の残余財産条項の下で取得することになっている二人の娘のうち一人を除いて、信託会社、受益者および受遺者の全員が出頭し、かつ訴訟に参加した。女遺言執行人は、フロリダ裁判所によって、これ以上デラウェア訴訟に参加することを禁止されたが、他の当事者たちは自分たちの主張を引続きおし進めた。

フロリダ衡平法裁判官の判決が結局先に出された。衡平法裁判官は、交付送達のなされなかった当事者に対して、また州外に所在する信託基金に対してフロリダ裁判所は管轄権を欠いていると判決した。しかし、裁判所に出頭した当事者たちに関しては、指名権は遺言処分にもとづくものであって、その行使は、準拠法たるフロリダ法の下では無効であるから、問題の四〇万ドルは遺言の残余財産条項の下で移転すると判決した。

フロリダ判決は、既判事項としてデラウェア訴訟で提出された。デラウェア衡平法裁判官は逆の判決をした。即ち、指名権

及び生存中のその行使は、デラウェア法に依拠するから有効であり、従って、一九四九年の指名権行使にもつき、財産が当該デラウェア信託会社から、もう一つの会社に支払われたのは正当であると判決した。

そこで女遺言執行人は、フロリダ事件が上訴され継続中であつたフロリダ最高裁判所に異議の申立てをなし、彼女はデラウェア判決に拘束されるとの理由で、請求棄却の指図を付し、事件を公判裁判所に差戻すよう求めた。申立てを却下して、フロリダ最高裁判所は、生存者間の指名権とその行使はフロリダ法によって規律され、従つて、無効であるという同州衡平法裁判官と同様の見解を示した。管轄権に関して、フロリダ最高裁判所は、衡平法裁判官以上に拡張したが、合衆国最高裁判所の表現を借りれば、その裁定は以下のものである。

『フロリダ最高裁判所は、たとえ信託財産が「現実に州内に所在しない」としても、遺言解釈の管轄権は、「欠席被告に対する実質的対人」管轄権を帯有すると判決した。このことが、被告という人に対する管轄権を意味するのか、信託財産に対する管轄権を意味するのかは、疑問の余地あるものである。』

デラウェア最高裁判所は、フロリダ判決に効力を付与することを拒否した。フロリダとデラウェアの双方から、これらの二つの事件が合衆国最高裁判所に上告された。

〔判旨〕 フロリダ裁判所は、信託の所在が他州にあることから、信託に関する訴訟について対物管轄権を欠き、また、受託者に対する権限行使の前提要件である、フロリダとの最少限度の連絡をもたない受託者について対人管轄権を欠いている。フロリダ法のもとでは、信託の有効性に影響する訴訟において、受託者は不可欠の当事者であつて、そうした訴訟で判決を付与する権限ありとされるために、フロリダ裁判所は受託者に対する管轄権を先決的に享有していなければならぬと認定されるから、フロリダ裁判所が明らかに対人管轄権を有している利害関係人についてさえ、フロリダ判決は何らの効果をもたず、デラウェアにおいて十分な信頼と信用をうけるに価しない。

三 Bank of America National Trust & Savings Association v. Parnali

英米国際私法判決

一五三(六一七)

合衆国連邦最高裁一九五六年一月一日判決（事実及び判旨については既に国際法外交雜誌七〇巻四号に掲載したが、判決の概要の理解に資するため事実のみ再録しておく）

〔事実〕 本件訴訟は、上告人アメリカ銀行が、その所有にかかる債券の不当領得に対して、インディアナ・ファースト・ナショナル銀行、クリーブランド連邦準備銀行、及び弁護士パーネルを被告とし、ペンシルバニア西部地方裁判所において横領物返還訴訟を提起したことにはじまる。この債券は住宅所有者金融公社の持参人払い債券であつて、合衆国によってその支払の保証がなされていた。本来、この債券は一九五二年満期のものであつたが、一九四四年五月一日頃に、その支払条項に従つて償還請求がなされた。ところが、同年五月二日、アメリカ銀行ロスアンゼルス支店が、支払を受けるため連邦準備銀行へ呈示する支度をしていゝるうちに、その債券が消失してしまつた。明らかに盗難である。四年後の一九四八年、それらの債券は、依頼人ロコなるものを代理する弁護士パーネルによつて、ペンシルバニアのファースト・ナショナル銀行に取立のため呈示され、クリーブランドの連邦準備銀行を通じて現金化された。公判における主要な争点は、被告が権原に瑕疵あることに気付かずして、善意でその債券を取得したことを立証する責任は、被告側にあるか否か、および債券が支払期限を徒過し、既に失効しているか否かであつた。第一審裁判所においては、連邦法よりむしろ州法が支配するとの理論にもとづいて処理がなされ、立証責任は被告側にあるとの評決および判決が下された。上訴にもとづき、第三巡回区連邦上訴裁判所の多数意見は、法律行為全体に連邦法を適用し、被告の悪意の立証責任はアメリカ銀行側にあり、かつ一九四八年に呈示されたとき債券はまだ失効していなかつたとして、前審を覆した。合衆国最高裁判所は、準拠法の決定問題が州々連邦間の重要事項を提起しているとの理由で移送命令を与えた。

〔判決の概要〕 公判における主要な争点は、被上告人らが権原に瑕疵あることを知らずして、若しくは気付かずして、善意で債券を取得したかどうかであつた。この争点に関して、公判裁判官は次のような説示を与えた。

「しかし、既に公判中指摘してきたように―かつ、若し陪審員諸氏が、本件において、原告はこれらの債券を所有していたが、それらは原告の手許から盗まれたと認定するならば―本件原告に関する限り、その挙証責任としては、これらの債券が自己の所

有にかかるものであったこと、および原告側の証言により示されたような仕方、自己の手許から失われたという事実を立証すれば足りる。

次に、二被告パーネルとファースト・ナショナル銀行は、財貨の所有者であるとは主張しなかったが、償還のための導管の役割を果したものととして前面に進み出なければならず、善意・公正かつ誠実に行なうことを立証する責任がある……」

陪審は両被告敗訴原告勝訴の評決を答申した。上訴にもとづき七人の巡回裁判官で開廷している第三巡回区上訴裁判所は三判事の反対意見をおさえて第一審を覆した。上訴裁判所は連邦地方裁判所が本件を通常の市民籍相連者間の事件として取扱ひ、当事者の権利および挙証責任の準拠法を州法と見做した点で誤りを犯したと判決した。上訴裁判所は（クリアフィールド信託会社対合衆国）事件における最高裁判決が支配すべきものと考え、連邦法は、被告側の悪意および善意の欠缺を証明すべき挙証責任を、原告に課していると判決した。更に、上訴裁判所は、債券がファースト・ナショナル銀行に呈示されたとき、連邦法の事項として、それは未だ支払期限を徒過していなかったから、当該銀行の悪意の証拠はないと認定し、従って同銀行勝訴の判決登録をなすよう指示した。上訴裁判所は、パーネルについては悪意の証拠があると認定したが、第一審の説示の過誤を理由に新しい審理を命じた。

第二審で少数意見を述べた判事たちは、契約の性質および一方の当事者としての合衆国の権利義務を決定するのに、クリアフィールド信託事件の理論を適用することに合意したが、私人たる被譲渡者相互間の権利についてまで、その原則を適用することに同意しなかった。少数意見の判事たちは、多数意見と同様に債券がファースト・ナショナル銀行に呈示されたとき、その債券が支払期限切れの証券であったかどうかを決定するのに連邦法を調査した。少数意見によれば、被告銀行は同行の側としては支払請求を知っていたから、債券は一覧後定期払証券となり、かつ支払請求が先になされたから、銀行は支払期限後不当に長い期間を経て債券を取得したと決定した。

少数意見の判事たちの見解によれば、善意の立証とその挙証責任については州法が支配する。州法は被告人の善意を立証する責任を被告側に課しており、被告銀行については、債券が先に支払請求されたことから、支払期日後、不当に長い期間を経て取得

された一覽後定期払証券と見做されるべきではないとしても、善意を立証する責任は確証されなかったという、陪審の評決を支持するに足る充分な証拠があると認定した。

原告は、上訴裁判所判決を更に審理してもらうため移送令状を求めた。準拠法の決定が連邦州関係の重要事案を提起しているが故に、われわれは移送命令を与えた。

本件訴訟において、数枚の一定額の有価証券のペンシルバニアでの不当領得に対して、市民籍相違者間訴訟の管轄権に基礎をおく連邦地方裁判所は、それ自身をペンシルバニア裁判所と想定した。そこでは訴の性質に鑑みて、ペンシルバニア法が支配するであろう。しかるに、被告人は、「クリアフィールド信託会社对合衆国」事件の判決が、事案の全体について連邦法の適用を強制すると主張し、かつ上訴裁判所もまた彼らを支持した。上訴裁判所は、クリアフィールド信託事件が支配すると判決することで、本件訴訟の性質を誤解した。当該事件で、連邦最高裁判所は、偽造裏書のある政府発行小切手上の、それ以前の裏書による明確な保証にもとづき、損害を回復するため、合衆国が提起した訴えは、連邦法によって支配されると判決した。この判決の根拠は一点の曇りもない明確さで次のように述べられている。

「合衆国による商業手形の振出しは大規模なものであり、振出しから支払いまで、そうした手形の取引は、通常数州で行われるであろう。法廷地の法律牴牴規則を度外視しても、州法を適用することは、合衆国の権利義務を異常な不確定さに従わせることになろう。」政府発行の有価証券は、政府の直接の利益を生じさせる。これらは、クリアフィールド信託事件および「ナショナル・メトロポリタン銀行对合衆国」事件で取扱われた。それらの証券は、私人たる当事者間の法律行為にも利害をなげかけるものである。本件訴訟は純粹に私人たる当事者間のものであり、合衆国の権利義務に触れるものではない。偏に、私人間における政府証券の移転に関係する、本件のごとき事態における合衆国の考えられる唯一の利益は、合衆国有価証券の流通……が、不当領得者の責任に関する特定州の地域法の規則によって、幾分でも不都合な影響を受けることがあるかもしれないということである。このことは、あまりにも空論的で稀薄な可能性しかないものであり、本質的に地域的な関心事たる法律行為について、連邦法の適用を正

当化するものではない。

われわれは、政府証券に関する訴訟が、単にそれが私人たる当事者間の訴訟であるというだけの理由で、如何なる事態においても、連邦法によって支配されるべき連邦利益の存在を必然的に排除するとか、或いは、政府証券を包括的に取扱うことは、連邦立法の範囲を越えていると示唆するつもりはない。われわれは、挙証責任および善意に関する本件争訟が、本質的に私的取引の性格を示しているので、法律行為の行われたペンシルバニア地域法によって取扱わないわけにはいかない」と結論することによって、適切な事態における、そうした連邦の司法ないし立法行為を締出すものでないことは、論をまたない。連邦法が政府公債をそれ自体によって創設される権利義務の性質の解釈を支配するのも勿論のことである。従って、債券の支払期限ぎれに関する決定は連邦法の事項であり、われわれの判断よりすれば、説明するまでもない。この結論は、上訴裁判所判決の破棄を必要とするが、連邦地方裁判所判決の復活を求めものではない。もともと、上訴裁判所は、被上告人らによって提起された一切の争点を考慮したわけではない。その上、上訴裁判所は、準拠法を誤解したのであるから、準拠州法に照らして地方裁判所判決を再審理するのは、当該上訴裁判所のなすべきことである。上訴裁判所は、挙証責任に関する準拠州法いかにについて判決しておらず、従って、その決定をなす責務を有するのは、当該裁判所である。同様に、準拠州法が、自己の善意を証明すべき責任を、被上告人らに課しているときは、その州法の基準に照らして証拠を評価するのは上訴裁判所である。

従って、第三巡回区上訴裁判所判決を破棄し、当法廷の多数意見に相応し、訴訟手続を行うよう、事件を上訴裁判所に差し戻す。ブラック判事とダグラス判事は以下の反対意見をのべた。

われわれは、「クリアフィールド信託会社対合衆国」事件が、合衆国商業手形に関する法律行為の準拠法と判示した「連邦商慣習法」が、そうした合衆国証券についての一切の法律行為に適用されるべきであると信じるものである。実際、連邦最高裁判所は「ナショナル・メトロポリタン銀行対合衆国」事件において、そうした商業手形についての種々の係争に関連する法律問題は、地域法よりむしろ連邦法を適用することによって解決されるべきであると宣告した。今日に到るまで、そうした証券に関する合衆国

による訴えと他の当事者による訴えとの間には何らの区別がなされなかった。しかるに、当最高裁判所は、そこにとどまらなかった。本件は、本質的に私的な法律行為であるとの理由で、地域法によって支配されるとした。それにも拘らず、合衆国政府の商業手形によって創設される権利義務の性質は、連邦法によって規律されるべきであると宣告されている。そうしたわけで、連邦法は私人たる当事者間の争訟のある部分を支配すべきこととなる反面、争訟のうちで、本質的に地域的関心事たる部分は、地域法によって支配されることとなる。このような二分法に本来伴っている不確定さは明白である。合衆国によって発行された債券、手形その他の証券類を統一法によって規律する効用は、すべての当事者の権利をとりとめのない多くの州法に服させるよりは、むしろ統一法の方が、それらの当事者の権利に確実、かつ明確な指標を与えるという点である。合衆国の公営事業は、そのような統一性がないとしても、継続されるであろう。しかし、われわれの法律選択をめぐる法目的は、政府証券のすべての当事者の権利を規律するのに、多様な規則ではなくて、一連の規則を有する場合の便宜さ、確実性および明確さに関係がある。若し、クリアフィールド信託会社事件の規則が、或る当事者に関して放棄されるべきものとするならば、その規則はすべての当事者に関して放棄されなければならないであろうし、われわれは、この問題について、改めて出直さねばならないこととなる。